

電話番号の犯罪利用対策等に係る
電気通信番号制度の在り方の検討事項について

フリービット株式会社
2025（令和7）年7月7日

フリービット株式会社 概要紹介



会社名	フリービット株式会社 (Freebit Co.,Ltd.)
設立年月日	2000年5月1日 (4月決算)
本社所在地	〒150-0044 東京都渋谷区円山町3番6号 E・スペースタワー13F
グループ会社	株式会社ドリーム・トレイン・インターネット (TONEモバイル)、株式会社ベッコアメ・インターネット 株式会社ギガプライズ、株式会社フルスピード、株式会社フォービット、株式会社クライド、他
資本金	45億1,400万円 (2023年4月30日現在)
上場市場	東証プライム市場【3843】
スタッフ数	単体：260名／連結：884名 (2024年4月30日現在)
代表	代表取締役CEO兼CTO 石田 宏樹
事業者区分	届出電気通信事業者 (2000年6月30日届出)
電気通信番号	特定IP電話番号等について番号の指定を受けております

B2B2X及びB2Bのビジネス向けの電気通信事業を中心に展開している事業者です。
MVNE事業・クラウド事業・ISP事業を中心に事業展開を行い、子会社ではTONEモバイル・マンションインターネット事業・広告事業等を展開しております。また近年はweb3事業についても力を入れております。

1. 規律の対象となる電気通信番号の種別

意見 →「固定電話番号・特定IP電話番号・音声伝送携帯電話番号を対象にする」ことに賛同いたします。

2. 申請者の役務継続性を審査するための申請書類

意見 →「これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求め、需要見込みや資金計画等について審査する」ことに賛同いたします。

3. 提供する電気通信役務が詐欺等に利用されるおそれが高い者の要件

意見 →要件として、「いわゆる『受け子』のように、電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として窃盗罪（累犯を含む。）により処罰された者、また、電気通信番号使用計画の認定の取消しを受けた法人の当時の役員」と、省令で規定することに賛同いたします。

4. 役務の継続性があると認められる要件

a. 電気通信事業その他の事業を総務省令で定める期間以上継続して行っていること

→「卸先事業者が電気通信事業を含む業に係る製品・サービスの提供を6ヶ月以上行っていると確認できる場合」を要件として定めることに賛同いたします。

日本の一般的な企業の支払いサイトは30日または60日程度であると推測されます。6ヶ月という期間であれば支払いであれ売上であれ、複数回の決済日を経過した上で事業運営をしていると考えられるため、製品・サービスの提供を業としてしっかりと行っていると捉えて良いと思われます。

なお、抜け道としては、6ヶ月以上事業を行っている会社を買収するというのは考えられますが、その会社が倒産寸前であれば債権者が存在するでしょうし、好調であれば買収に多額の資金が必要であると推測されます。どちらにせよ手間がかかることを鑑みると実施される可能性は低いと考えられます。

意見

b. 役務の提供が継続的に行われると見込まれるものとして総務省令で定める要件を満たすこと

→「令和7年改正法施行後に総務省から電気通信番号使用計画の認定を直接受けている場合」
「既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合」
「役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合」

これらの要件を定めることに賛同いたします。

→また、上記に加えて、

「事業を開始するにあたり上場企業や大企業とSIM販売等に関する契約を締結している場合」も、想定としてはあり得ると考えます。この類型についても要件として加えた方が良いと考えます。

→また、「事業者の事業規模（売上金額等）についての目安」も、追加要件として検討しうるものであると考えます。

意見

5. 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数

意見

→適用除外については50番号程度とすることに賛同いたします。

6. 確認義務の履行方法

①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無

→「総務省から直接認定を受けている事業者である場合、認定証の提示を受ける」

「みなし認定の場合は、電気通信番号使用計画及び電気通信事業者の登録証・届出証の提示を受ける」

意見

これらを定めることに賛同いたします。

→現在、電気通信番号使用計画の認定証には、認定番号や認定を受けた電気通信番号の種別等の情報が記載されていませんが、種別の記載をすることで具体的な認定種別を確認することが出来るため、より正確な確認が可能となります。本件に係る御省での作業が煩雑でなければ見直しを検討した方が良いと考えます。

②卸先事業者の役務継続性の有無

a.電気通信事業その他の事業の継続期間が一定以上であること：サービスの継続期間が確認可能な契約書や料金請求書等の提示を受けること

→PDF等で提示を受けることが可能であると考えますが、顧客名や金額等は営業上の秘密にあたると考えられるため、日付や宛先以外で営業上の秘密にあたると考えられる部分については黒塗りでの提出が許容される旨の但し書きが必要であると考えます。

意見

→なお、当社では信用調査会社からの調査結果を参考にすると共に、調査結果が出て来ない事業者や信用ランクが低い結果の事業者については、決算書や試算表等を提出してもらうことで事業継続性の判断の参考にしております。

卸元事業者への義務付け関係（３）

b.総務省から直接認定を受けていること：電気通信番号使用計画の認定証（令和7年改正法施行後に認定を受けたもの）の提示を受けること

意見

→PDF等で提示を受けることが可能であると考えます。

c.既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合
：親会社等との関係が証明できる有価証券報告書や登記簿謄本等の提示を受けること

意見

→PDF等で提示を受けることが可能であると考えます。

d.役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合
：当該者が一定の従事経験があると証明する書類（役員であれば過去従事していた企業の登記簿謄本等）の提示を受けること

意見

→PDF等で提示を受けることが可能であると考えますが、登記簿謄本に名前が載っていない人が大半を占めると考えられますので、職務経歴書等の書類になると想定しております。

7. その他

→「電気通信番号制度関連の省令・告示等について、必要に応じて見直しについて検討を行う」ことに賛同いたします。

意見

制度を悪用する者に対しては、制度側もそれに対応した見直しを随時検討していくことが必要であると考えます。